

第 1 章

計画策定にあたって

余 白

1 計画策定の趣旨

羽村市は、「第四次羽村市長期総合計画」、「第三次羽村市地域福祉計画」等に基づき福祉施策の総合的な推進を図っています。

そうした一方で、近年、高齢化の進展に加え、本市においても障害の重度化・重複化が進行するとともに、ストレス等の背景因子（環境的要因や個人的要因等）により精神障害のある人が増加しています。

このような状況にあつて、障害者福祉の制度は、平成12年（2000年）6月に改正された社会福祉法に基づき、平成15年（2003年）からは、従来行政がサービス内容を決める「措置制度」から、障害者の「支援費制度」が導入され、契約によって利用者が事業者と対等な立場に立って、自分に最も適したサービスを自由に選択できるしくみが推進されてきました。

また、平成17年（2005年）4月には、^{*1}発達障害者支援法が施行され、自閉症等の発達障害者への支援が、国、都道府県及び市町村の責務であることが明確に示されました。

続いて平成18年（2006年）4月には、^{*2}障害者自立支援法が施行され、障害のある人が地域の中で必要な支援を受けながら、自立して生活できるよう、従来は障害の種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを、共通の制度の下で三障害（身体障害、知的障害、精神障害）に関する施策を一元的に提供するしくみづくりが進められることになりました。

さらに、平成19年（2007年）4月には、「学校教育法の一部を改正する法律」が施行され、さまざまな障害に対応した適切な指導と支援を行うための^{*3}特別支援教育の推進が掲げられました。

現在、法律や制度が大きく変わり、障害者を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。今後は、身体障害、知的障害、精神障害等、障害のある人がその人にとってふさわしいサービスを適切に利用し、地域で自立して生活できるよう、就労・移動・地域活動への支援や相談体制をはじめ、各種サービスをさらに充実させていくことが求められています。

こうした状況を踏まえて、この度、羽村市では障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「第2期障害福祉計画」とを一体的に策定し、その理念と方向性を示すとともに、施策を体系的に整理し、その目標達成に向けて取り組むべき具体的事業を明らかにするものです。

- * 1 発達障害者支援法：発達障害の定義と発達障害児（者）支援に係る国及び地方自治体の責務等が明記された。この法律により、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等が発達障害として定義された。
- * 2 障害者自立支援法：障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供するしくみを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。
- * 3 特別支援教育：これまでの特殊教育の対象外であった学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めた障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの特性等を把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育のこと。

2 計画策定の背景

■ 障害者自立支援法の施行

平成17年10月に障害者自立支援法が成立しました。この法律では、①これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で市町村が一元的に提供するしくみとすること、②障害者が持てる能力を發揮し「働ける社会」をめざすこと、③全国どこにいても公平なサービス利用のための手続きや基準を透明化、明確化すること、④増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合うしくみを強化すること等がポイントとしてあげられています。

障害者自立支援法は平成18年4月から施行され、同年10月から法律に基づく具体的なサービスが実施されています。

■ 発達障害者支援法の施行

発達障害は、症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを目的に、平成17年4月より発達障害者支援法が施行されました。

■ 障害者雇用促進法の改正

働いている障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、就業機会拡大を目的とした各種施策を推進すべく、障害者雇用促進法が改正され、平成18年4月より施行されました。具体的には、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携が盛り込まれています。

■ 学校教育法等の一部改正

平成19年4月より、従来の盲・聾（ろう）・養護学校の区分をなくし^{*1}特別支援学校とし、特別支援学校の教員の免許制度を改めるとともに、小中学校において特別支援教育を推進することになりました。

特別支援教育によって、障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っています。

■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が廃止され、^{*2}「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）として一本化され、平成18年12月から施行されました。

■ ^{*3}重点施策実施5か年計画

平成19年12月に、「障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）の後期5ヶ年における諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等が定められました。

この中では、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが互いに支え合い、共に生きる社会」の実現に向けて、さらなる取り組みを行うことが明記されました。

■ 東京都障害者計画・東京都障害福祉計画の策定

平成19年5月に都では、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前で働ける社会を実現するため、「東京都障害者計画」及び「東京都障害福祉計画」を策定しました。

この計画では、平成23年度における障害福祉サービス等の見込量や達成すべき数値目標を設定し、その達成のために都が取り組むべき施策展開を明らかにしました。

*1 特別支援学校：障害により学習上・生活上の困難がある子どもに対して、特別支援教育の理念に則った教育を行う学校のこと。従前は盲学校・聾学校・養護学校。

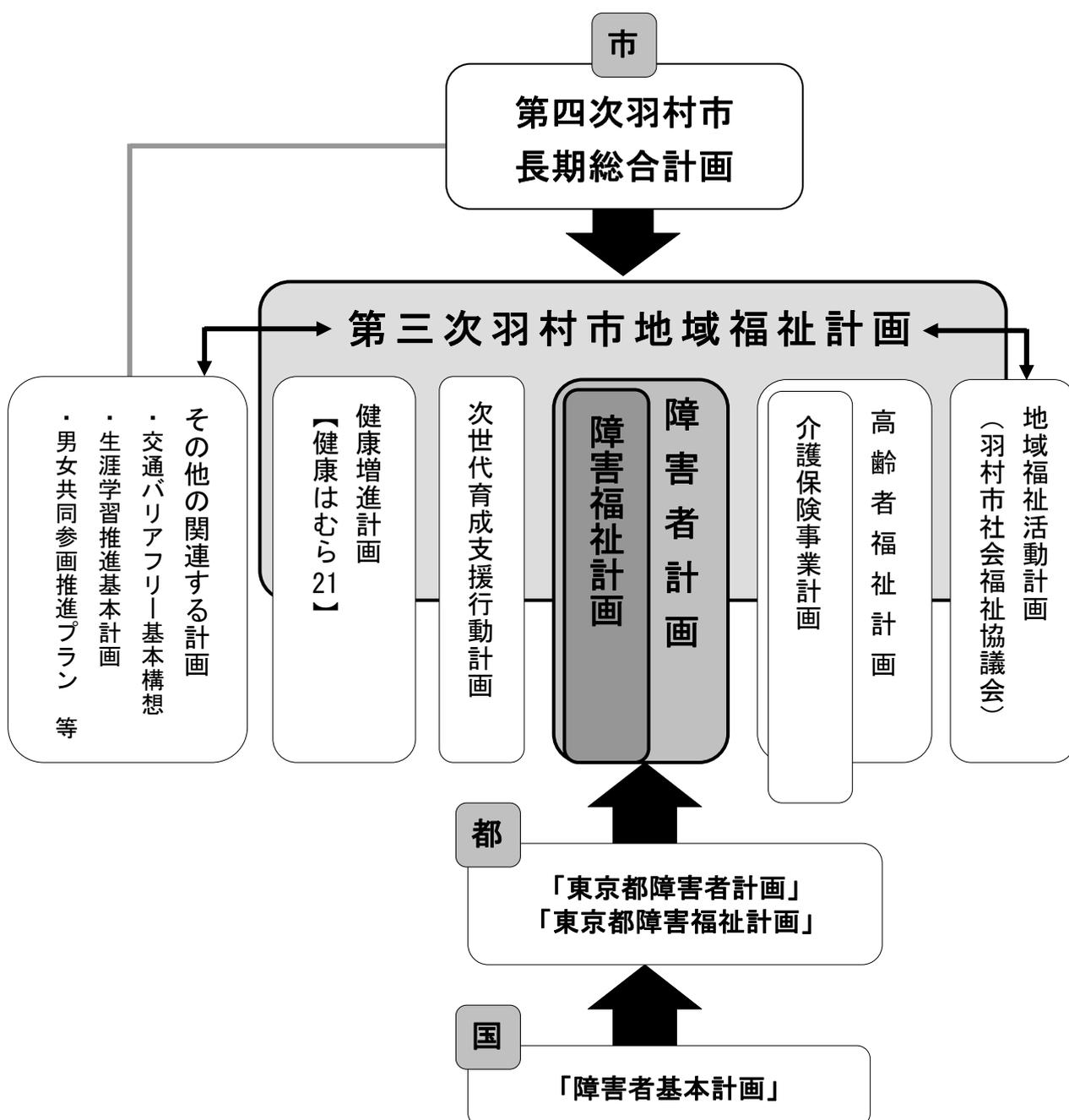
*2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）：高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。

*3 重点施策実施5か年計画：平成19年12月に、「障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）の後期5ヶ年における諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等が定められた。

3 計画の位置付け

「羽村市障害者計画及び第2期障害福祉計画」は、次のような法的位置付けにあります。

- (1) 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。
- (2) 国の「障害者基本計画」、「重点施策実施5か年計画」、東京都の「東京都障害者計画」、「東京都障害福祉計画」を踏まえ、「第四次羽村市長期総合計画」、「第三次羽村市地域福祉計画」を上位計画として、本市における障害者施策に関する基本的な指針とします。



「障害者計画」と「障害福祉計画」の関係

障害者計画

- 障害者基本法（第9条）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期（概ね5～10年程度）
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 等）

障害福祉計画

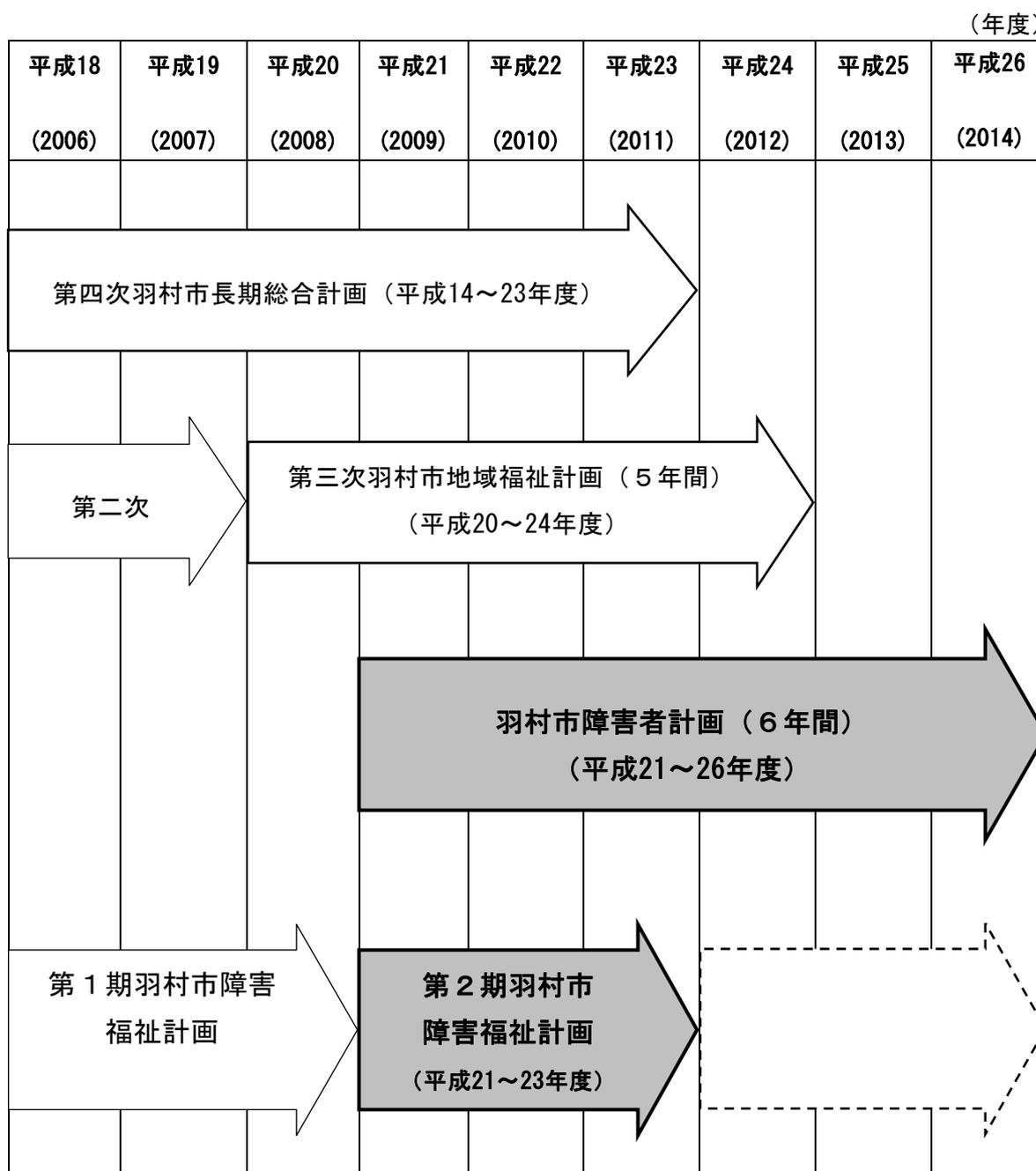
- 障害者自立支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

4 計画の期間

「羽村市障害者計画」の計画期間は、平成21年度から平成26年度までの6年間とし、「第2期羽村市障害福祉計画」の計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

なお、社会情勢や法律、制度の変化等により必要が生じれば、見直しを行うこととします。

【計 画 期 間】



5 計画推進の体制としくみ

(1) 全庁的な施策の推進

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくり、防災等広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政全般にわたる取り組みが必要となります。今後は、関係各課や諸機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

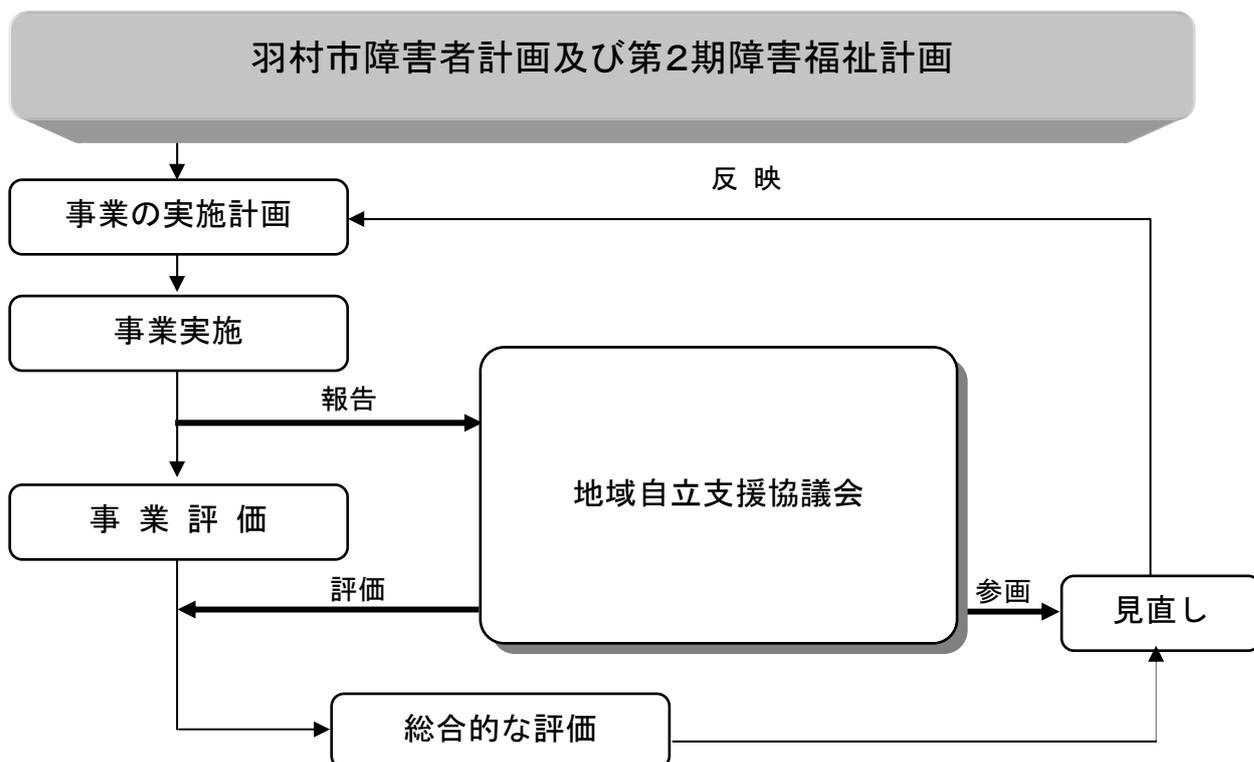
(2) 計画の進捗状況の評価と見直し

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことが必要です。

そのため、行政や市内の障害者団体・事業者等と連携を図り、具体的に施策の執行・評価、見直しを行うため、保健・医療関係者、雇用関係機関、障害者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者からなる「地域自立支援協議会」を図り、各種事業の効果的な実施と、各種サービスの質の向上を目指し、計画の着実な推進を図ります。

さらに、計画期間終了年次においては、次期の計画策定のため、市民公募委員や公的団体の代表者等で構成する審議会を設置し、前期の計画期間における各事業の成果や問題点等の検証を行い、見直しの結果を次の計画に反映していきます。

— イメージ図 —



余 白